

中央銀行デジタル通貨（CBDC）と経済安全保障を巡る法的視座（報告要旨）

早稲田大学 久保田隆

金融システムにおける経済安全保障を考える際、従来の金融制裁やハッキング対策、AML/CFTの諸課題に加えて、通貨のデジタル化、とりわけ中央銀行デジタル通貨（CBDC）の導入を見据えた課題を整理する必要がある。

また、経済安全保障やデジタル通貨を巡っては、実務家や経済学者、金融当局の議論を法的観点からみると、優れた卓見が大半を占めるものの、中には様々な誤解も存在する。たとえば、通貨や金融システムを語る上で重要な「決済」は法律用語に由来すると一般に説明される（例：『教養としての決済』東洋経済 18 頁以下）が、明確な誤解である（法律用語では弁済や相殺と呼んでおり、決済は倒産法の一部の法文に経済学から最近輸入したものである）。また、CBDCを巡る法整備では金融当局の纏めたレポートが主に取り上げられるが、そこでは、①立憲民主主義と「中央銀行の独立性」との関係を巡る憲法上の議論や②「通貨主権の保護」を巡る国際法上の議論が巧妙に避けられている。さらに、ウェブ 3.0 推進論者の議論には「消費者保護を犠牲にして産業育成を図れ」とする見解もあるが、主要国の現行法体系を前提とする限り消費者保護は産業育成の前提に位置づけられており、法的には通らない（単行法ならば改正可能だが、法体系自体の転換は困難）。

そこで本報告では、①報告者が長年研究対象としてきた通貨や通貨主権の法的位置づけに関する「法的貨幣論」の成果（拙著『法律学者の貨幣論：デジタル通貨・CBDCの未来』中央経済社、2023年9月刊行）やその後の成果（拙著「金融システムと経済安全保障～全体像と中央銀行デジタル通貨（CBDC）の課題」法律時報2024年1月号、拙著「Economic security and future financial sanctions in the cross-border CBDCs era」国際経済法雑誌2号など）を踏まえた上で、②報告時までの最新動向を可能な限り分析した上で以下の内容を報告したい。

すなわち、①金融システムの観点からみた経済安全保障を巡る議論の全体像を示し、②経済安全保障推進法における金融の扱いや3つの重要論点（インフラ金融、通貨、金融制裁）を整理した後、③重要論点である中央銀行デジタル通貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）に関する経済安全保障上の法的論点を2つ（①「中央銀行の独立性」を巡る日本法上の論点、②「通貨主権」を巡る国際法上の論点）呈示し、③最後にCBDCやデジタル通貨の発展を見据えた金融制裁の課題について、法的観点から検討を加えたい。

以上